

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する
法律に基づく警察の協力等運用要領等の制定について（通達）

最終改正 令和5.7.13 例規刑企第21号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「法」という。）の概要並びに法に基づく警察署長又は警察官が行う協力の内容及びその運用要領について下記のように定め、平成22年4月1日から実施することとしたから、適切な運用に努められたい。

記

第1 法の概要

1 目的（法第1条）

法は、心神喪失等の状態で重大な他害行為（他人に害を及ぼす行為をいう。以下「対象行為」という。）を行った者（以下「対象者」という。）に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療を確保するとともに、その確保のために必要な観察及び指導を行うことによつて、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、対象者の社会復帰を促進しようとすることを目的としている。

2 対象行為及び行為者（法第2条）

(1) 対象行為

法に定める対象行為は、殺人、放火、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ及び傷害である。

(2) 対象者

法に定める対象者は、次のいずれかに該当する者である。

ア 対象行為を行った心神喪失者又は心神耗弱者であつて、不起訴処分となったもの

イ 対象行為を行った者であつて、心神喪失により無罪の確定判決を受け、又は心神耗弱により刑を減輕する旨の確定裁判（実刑判決を除く。）を受けたもの

3 法の規定に基づく審判手続、指定入院医療機関での医療等

(1) 処遇の要否及び内容を決定する審判手続の整備

ア 審判の申立て（法第33条）

検察官は、対象者（傷害行為を行った者であつて、傷害が軽く、申立ての必要がないと認めるものを除く。）について、継続的な医療を行わなくても心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがないと明らかに認める場合を除き、地方裁判所に対し、当該対象者の処遇についての決定をすることを申し立てる。

イ 審判の手続（法第31条、第39条、第41条、第42条）

検察官の申立てを受けた地方裁判所においては、1人の裁判官と1人の医師とからなる合議体が、精神障害者の保健及び福祉に関する専門家の意見も聴いて審判を行う。

この審判においては、対象者に弁護士である付添人を付することとし、裁判所は、精神科医に対して対象者の精神障害に関する鑑定を求め、その鑑定の結果を基礎とし、対

象者の生活環境を考慮し、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める決定を行う。

- (7) 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、入院をさせて法による医療を受けさせる必要があると認める場合 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定
 - (イ) (7)の場合を除き、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、法による医療を受けさせる必要があると認める場合 入院によらない医療を受けさせる旨の決定
 - (ウ) (7)及び(イ)の場合に当たらないとき 法による医療を行わない旨の決定
- (2) 指定入院医療機関における医療（法第43条、第49条、第51条）
- ア 厚生労働大臣は、審判において入院をさせる旨の決定を受けた者の医療を担当させるため、一定の基準に適合する国公立病院等を指定入院医療機関として指定し、これに委託して医療を実施する。
 - イ 指定入院医療機関の管理者は、入院を継続させる必要性が認められなくなった場合には、直ちに、裁判所に退院の許可の申立てをしなければならない。入院を継続させる必要があると認める場合には、原則として6月ごとに、裁判所に入院継続の確認の申立てをしなければならないこととし、併せて、対象者側からも退院の許可の申立てができる。
 - ウ 保護観察所の長は、入院中の対象者の社会復帰の促進を図るため、退院後の生活環境の調整を行う。

- (3) 地域社会における処遇（法第59条、第106条、第108条）

ア 精神保健保護官による精神保健保護観察

審判において入院によらない医療を受けさせる旨の決定を受けた者又は入院をさせる旨の決定を受けて入院していたが退院の許可を受けた者（入院によらない医療を受けさせる必要があると認められた者に限る。）は、厚生労働大臣が指定する指定通院医療機関において入院によらない医療を受けるとともに、保護観察所に置かれる精神保健保護官による精神保健観察に付される。

イ 処遇に関する実施計画

保護観察所の長は、指定通院医療機関の管理者、対象者の居住地の都道府県知事等と協議して、対象者の処遇に関する実施計画を定め、これらの関係機関の協力体制を整備し、当該実施計画に関する関係機関相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、社会に復帰することを促進するために入院をさせて法による医療を受けさせる必要があると認めるに至った場合には、裁判所に対し、対象者の入院等の申立てを行う。

第2 警察の協力

1 所在の調査、発見時の通知及び保護

- (1) 裁判所からの所在の調査（法第24条第5項前段）

ア 裁判所は、対象者の行方が不明になったときは、保護者等への調査、検察庁、保護観察所、医療機関等の関係機関への照会を行うなど、可能な限りの調査をした上で、所轄の警察署長にその所在の調査を求めることとしている。

イ 裁判所からの調査の依頼は、あらかじめ警察署長から裁判所に交付する行方不明者届出書（行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「

公委規則」という。)別記様式。以下「届出書」という。)及び行方不明者届受理票(行方不明者発見活動に関する訓令(平成25年京都府警察本部訓令第1号。以下「訓令」という。)別記様式第2号。以下「受理票」という。)に判明している事項を記載した上で、必要な資料を添付し、当該裁判所の所在地を管轄する警察署長に郵送することにより行われる。ただし、緊急を要する場合は、届出書、受理票及び資料がファクシミリにより送付された後、原本が郵送される。

ウ 郵送又はファクシミリにより裁判所から所在の調査の依頼を受けた警察署生活安全課の担当者は、速やかに受理票の届出人欄に記載された裁判所の連絡担当者に連絡し、対象者の発見活動に必要な事項等について、追加して聴取を行うこと。また、裁判所の夜間・休日における連絡先も必ず確認し、受理票の届出人欄又は補充事項欄に記載すること。

なお、基本的には、同行状が発付されている対象者についてのみ裁判所からの所在の調査が求められるが、同行状が発付されていない者についても所在の調査を求められる場合があるため、裁判所において受理票の届出人の意思・発見時の措置欄に同行状の有無を記載することとしている。したがって、送付された受理票の同欄にその旨が記載されていない場合は、裁判所の担当者に同行状の有無又は同行状発付の予定を確認すること。

エ 裁判所は、警察署長に所在の調査を求める際に同行状が発付されていない場合で、事後に同行状が発付されたときは、速やかに当該警察署長に連絡することとされているので、同行状が発付された旨の連絡を受けた警察署生活安全課の担当者は、直ちに受理票にその旨を記載するとともに、訓令に定める措置をとること。

(2) 警察署長の措置

裁判所からの所在の調査依頼を受けた警察署長は、訓令に定める措置をとること。

(3) 対象者の発見時の通知及び保護(法第24条第5項後段、第75条第2項)

ア 裁判所への通知

警察官は、職務質問等により、裁判所から所在の調査の依頼があった対象者を発見した場合は、前記第2の1の(1)のウにおいて確認した裁判所の連絡先に直ちに発見した旨を通知するとともに、対象者に対する同行状の有無を確認すること。

イ 同行状が発付されている場合

(ア) 対象者の身体特徴等、本人を特定するための確認を徹底した上で、同行状が執行されるまでの間、24時間を限り、当該対象者を警察署、病院、救護施設その他の精神障害者を保護するのに適当な場所において保護すること。この場合、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第3条第1項第1号の規定による保護と同様、保護の目的を達するために必要な限度内において強制力を行使することができる。

なお、保護の手続、方法等に関する訓令(昭和35年京都府警察本部訓令第12号。以下「保護訓令」という。)の定めるところに従い、適正な保護に努め、保護カードの記載を徹底すること。

(イ) 警察署長から通知を受けた裁判所は、同行状の執行者(裁判所書記官又は検察事務官若しくは保護観察所の職員)を当該警察署長に連絡することになっているので、連絡を受けた警察署生活安全課の担当者は、同行状の執行者に連絡し、執行着手の時間

や執行する際の体制等について、直接確認すること。

ウ 同行状が発付されていない場合

対象者が所在不明となっている者であることにかんがみ、発見した対象者から可能な限り住所等を聞き取るよう努めるとともに、警察官職務執行法に基づく保護等、他の法令に基づく対応が必要な場合においては、所要の措置をとること。

2 同行状を執行する際の一時保護場所としての警察署の提供（法第28条第4項）

法第28条第4項に規定する警察署における保護は、同行状の執行者の責任の下、執行者があらかじめ準備した人員により保護室を使用して行うこととなるが、同行状を執行した場所から引致すべき場所までが遠隔であるなど、直接かつ速やかに引致することが困難な場合であり、かつ、他に適切な保護場所がないなど、真にやむを得ない事由がある場合に限り行うこと。

3 指定入院医療機関からの所在の調査（法第99条第3項及び第4項）

(1) 法第99条第3項に規定する指定入院医療機関からの調査の依頼は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第39条第1項に規定する精神科病院の管理者からの探索の依頼と同様、指定入院医療機関の管理者から当該指定入院医療機関の所在地を管轄する警察署長に対し、行方不明者届が出されることにより行われる。

指定入院医療機関からの調査の依頼を受けた警察署長は、訓令に定める措置をとること。

(2) 警察署長は、対象者を発見した場合は、原則として保護するとともに、直ちにその旨を前項の調査の依頼を受けた指定入院医療機関へ通知し、その者の引取りを要請すること。この場合においても、その者が引き取られるまでの間、保護訓令に従い、適正な保護が行われるよう十分配慮すること。

4 警察官の援助（法第75条第1項及び第99条第2項）

(1) 警察官の援助を要請する場合の手續

ア 裁判所が要請する場合

(ア) 法第75条第1項の規定により裁判所が警察官の援助を要請するときは、援助要請書（別添1・様式例）によって行われる。

(イ) 裁判所が警察官の援助を要請する場合、当該援助の対象となる法第75条第1項前段の同行状、命令又は決定の執行を実際に行うのは、裁判所書記官又は裁判所の指揮下にある保護観察所の職員若しくは厚生労働省（通常は地方厚生局）の職員のいずれかとなるので、要請が行われる場合には、事前にこれらの者から要請を受ける警察署生活安全課の担当者に対し連絡があり、援助の具体的方法、内容等について所要の調整を行った上で、警察署長に対し援助要請書が発出される。ただし、緊急を要する場合は、事前の調整を経ずに、かつ、援助要請書によらずに口頭等より簡易迅速な方法で要請が行われることもあるので、その場合には可能な範囲で適宜対応すること。

緊急を要する要請に応じて援助を行ったときは、事後的速やかに援助要請書が発出されることとなる。

イ 検察官が要請する場合

法第75条第1項の規定により検察官が警察官の援助を要請するときは、事前に検察官又は検察事務官から要請を受ける警察署生活安全課の担当者に対し連絡があり、援助の

具体的方法、内容等について所要の調整を行った上で、警察署長に対し援助要請書（別添2・様式例）が発出される。緊急を要する場合の手続は、前記第2の4の（1）のアと同様である。

ウ 指定入院医療機関の管理者が要請する場合

法第99条第2項の規定により指定入院医療機関の管理者が警察官に援助要請する際の手続については特段の定めがなく、口頭等適宜の方法により実施されることとなる。

(2) 警察官の援助の要請を受けた場合の留意事項

ア 法第75条第1項の警察官の援助の場合

(ア) 法第75条第1項前段の同行状、命令又は決定の執行及び同項後段の囑託に係る護送については、執行又は護送を行う者がその適正な実施についての権限と責任を有しているものであり、これらの者においてあらかじめ十分な人員や車両等の装備を準備するなどの十分な準備を行うべきものである。

(イ) 法第75条第1項の規定による警察官の援助は、警察官が、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行われるものであり、警察官に対し新たな権限を付与したりその義務を課すものではない。例えば、同行の対象者の行為によって当該対象者や同行に係る事務に従事する者の生命、身体等に危険が及ぶおそれが認められる場合や当該対象者が犯罪に及ぶおそれが認められる場合等、個人の生命、身体の保護や犯罪の予防、鎮圧を責務とする警察の適宜適切な職務の執行が必要とされる場合において求められるものであって、警察官は、同行状等の執行自体に従事してはならないことに留意すること。また、援助の実施に当たっては、対象者の人権に配慮した取扱いをするとともに、同行に係る事務に従事する者及び警察官の受傷事故防止に十分留意すること。

イ 法第99条第2項の警察官の援助の場合

法第99条第2項の規定による警察官の援助についても、基本的には前記第2の4の（2）のアと同様であるが、この援助が行われること自体が極めて例外的な場合であり、かつ、この援助の要請が行われるのは極めて切迫した状況においてであると考えられるので、この援助の要請を受けた場合には、可能な限り積極的に対応すること。

5 警察における運用体制等

(1) 協力要請の受理

ア 裁判所等から法に基づく援助等の協力要請（以下「協力要請」という。）があった場合、警察本部にあつては人身安全対策課、警察署にあつては生活安全課がその窓口として対応すること。

イ 人身安全対策課長は、協力要請を受けた警察署以外の警察署に協力要請があった旨の連絡をする必要がある場合には、必要な調整を行うこと。

ウ 警察署生活安全課は、協力要請を受けた場合は、警察署内の関係課と連携の上、対象となり得る事件情報の早期入手に努めるなど、的確な措置を講じること。

エ 警察署長は、協力要請を受けた場合又は捜査主任官等から前記第2の5の（1）のイの事件情報を得た場合は、その都度、警察本部長に報告（人身安全対策課長経由）すること。

(2) 運用体制等

ア 協力要請を受けた警察署長は、要請機関と十分に調整を行った上で援助等協力内容や体制等を決定すること。

イ 協力要請を受けて援助等に従事する者には、対象者の性質等をよく勘案し、対象者に係る事件を担当した捜査員等従事することが適当と思われる警察官を選定すること。

ウ 協力要請に従事する警察官は、事前に要請機関の担当者と直接連絡をとり、協力要請の対応に誤りのないようすること。

(3) 留置管理部門との連携

対象者が、警察本部又は警察署の留置施設に留置されている場合は、留置管理部門とも連携を密にして、協力要請の手続が円滑に進められるよう配慮すること。

(4) 裁判所法（昭和22年法律第59号）第71条の2及び第72条の規定による警察官派出要求への対応

ア 裁判官は、裁判所法に基づき、法廷内外における秩序を維持するため必要があると認めるときは、警察本部長に対し、警察官の派出を要求することができ、また、特に必要があると認めるときは、開廷前においてもその要求ができることとなっている。

イ 裁判官からの警察官の派出要求は、人身安全対策課を窓口として行われるので、人身安全対策課長は、当該派出要求があったときは、裁判所を管轄する警察署長又は前記第2の5の(1)の協力要請を受けた警察署長に対応を要請すること。

ウ 警察署長は、法の運用に当たり、前記第2の5の(4)のイの要請があった場合は、前記第2の4の(1)のア並びに同5の(1)及び(2)に準じた対応をすること。

年 () 第 号

援 助 要 請 書

年 月 日

警察署長 殿

地方裁判所

裁判官

下記 1 の対象者に対して、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第 条第 項の規定による同行状を執行するに当たり、同法第75条第 1 項の規定により、下記 2 の援助を要請する。

記

1 対 象 者

氏 名

年 齢

年 月 日生

住 居

対象行為の要旨

2 要請事項等

(1) 執行日時

年 月 日 時 分

(2) 執行場所

(3) 出頭させるべき日時

年 月 日 時 分

(4) 出頭させるべき場所

(5) 執行担当者

(6) 要請する警察官の人数

人

(7) 援助内容

出頭させるべき場所までの同行及び警備

(8) その他の参考事項

援 助 要 請 書

年 月 日

警察署長 殿

検 察 庁

検察官 検事

次の者について、下記のとおり同行状を執行するに当たり、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第75条第1項の規定により援助を要請する。

対象者

氏 名

年 齢

年 月 日生 (歳)

職 業

住 居

本 籍

対象行為の要旨

〔記載例〕

記

- 1 執行日時 年 月 日 時
- 2 執行場所 対象者の住居地 (引致場所は 地方裁判所)
- 3 要請する警察官の人数 人
- 4 援助内容 引致場所までの同行及び警備
- 5 その他の参考事項